

平成30年度 宇佐市平和ミュージアム（仮称）ホームページ制作業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 実施目的

「平成30年度 宇佐市平和ミュージアム（仮称）ホームページ制作業務委託」を発注するにあたり、貴重な財源を最大限に有効活用し、宇佐市平和ミュージアム（仮称）資料館（以下「資料館」という。）の開館に向けた認知度向上及び、資料館開館後の利用促進を図るホームページを制作するため、公平性及び透明性を持った公募型プロポーザル方式により広く提案を求め、最も優秀な事業者を選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

平成30年度 宇佐市平和ミュージアム（仮称）ホームページ制作業務委託

(2) プロポーザル方式の名称

公募型プロポーザル方式

(3) 業務内容

別添「平成30年度 宇佐市平和ミュージアム（仮称）ホームページ制作業務委託仕様書」のとおり。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から平成31年3月22日まで

(5) 提案上限額

金2,906,000円（消費税及び地方消費税額を除く）

※平成30年度内においてサーバ設置・システム構築にかかる費用および保守費用等が発生する場合は、本業務の提案価格内で対応することとする。

※翌年度以降の当該ホームページ運用に係る経費（保守・管理に係る経費等）については、別途提案内容によるものとし、受託候補者の選定対象とする。

3 資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 宇佐市暴力団排除条例（平成23年7月1日条例第13号）第2条（1）及び（2）に規定する暴力団員または暴力団、もしくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。
- (5) CMSを導入している地方自治体等のホームページを構築した実績を有する者であること。
- (6) 県内に本店又は営業所等があり、管理運営、動作環境の不具合等に即時対応が可能な者であること。

4 参加手続き等

(1)参加申し込み

ア 提出期限

平成30年10月31日(水)午後5時必着

イ 郵送(書留郵便又は配達証明のできるものに限る)又は持参

ウ 提出書類一覧

	提出書類の名称	様式番号	用紙規格	提出部数
①	参加表明書	1	A4縦	1部
②	会社概要等整理表	2	A4縦	1部
③	登記事項証明書(写し可)(3か月以内に発行のもの)	—	A4縦	1部
④	印鑑証明書(写し可)(3か月以内に発行のもの)	—	A4縦	1部
⑤	使用印鑑届(支店等に委任する場合)	3	A4縦	1部
⑥	支店等委任状(支店等に契約を委任する場合)	4	A4縦	1部
⑦	納税証明書(法人税、消費税及び地方消費税)(写し可)(3か月以内の発行のもの)	—	A4縦	1部
⑧	暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書	5	A4縦	1部
⑨	CMSを導入している地方自治体等のホームページを構築した実績を証明できる書類(契約書の写し等)	—	A4縦	1部

※宇佐市競争入札参加有資格者名簿に登録されており、資格の停止又は取消し中でない事業者は③～⑧の提出を省略することができる。

エ 提出場所

宇佐市教育委員会 社会教育課 平和ミュージアム建設準備室

〒879-0492

大分県宇佐市大字上田1030番地の1

電話：0978-27-8200

FAX：0978-33-5120

(2)資格要件の確認

参加表明書等を受理した場合、申込者の資格要件を確認し、確認結果を平成30年11月2日(金)までに申込者へ電子メールにて通知する。なお、参加表明書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、その旨及び理由を書面により通知する。

資格要件が満たなかった通知を受けた者は、通知の翌日から起算して5日以内に書面により、宇佐市に対して説明を求めることができる。説明を求められた場合においては、3日以内に書面により回答する。

(3) 企画提案書等の作成及び提出

企画提案書(様式第7号)、実施体制図(任意様式)、工程表(任意様式)、本業務に対する企画提案資料(任意様式)、提案価格書(様式第8号)(以下、企画提案書等という。)は、別途定める「平成30年度宇佐市平和ミュージアム(仮称)ホームページ制作業務委託 企画提案書等作成要領」に基づいて作成すること。

ア 提出期限

平成30年11月9日(金) 午後5時まで

イ 提出場所

「(1) エ 提出場所」と同じ

5 受託候補者の選定

(1) 選定方法

受託候補者の選定は、「宇佐市平和ミュージアム(仮称)ホームページ制作業務委託業者選定審査委員会」(以下、「選定審査委員会」という。)が行う。

参加者は提出した企画提案書等の内容について、選定審査委員会においてプレゼンテーションを行う。

選定審査委員会は、提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を、宇佐市が定める「宇佐市平和ミュージアム(仮称)ホームページ制作業務委託 受託候補者選定基準」に基づき審査する。最も高い評価を得た者から順に受託候補者、次点者を選定し、選定結果は、全ての参加者へ書面により通知する。

(2) 企画提案書等及びプレゼンテーションの選定審査委員会

ア 日時

平成30年11月19日(月) 13時30分～(予定)

参加者には別途詳細を記した通知を選定審査委員会開催の3日前までに書面により通知する。

イ 場所

宇佐市教育委員会 2階会議室

ウ プレゼンテーション

プレゼンテーションは、企画提案書等に基づいて行うこととし、プロジェクター等を用いて説明することも可能とする。

必要な機器(PC及びプロジェクター等)は、参加者において準備すること。(スクリーンのみ本市が準備する)

6 その他契約に関する事項

(1) 委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。

(2) 選定審査委員会により選定した受託候補者と本要領及び仕様書、企画提案書等を基に契約内容についての協議を行い、契約条件について合意した後に契約を締結する。また、受託候補者であることを通知した日の翌日から起算して7日以内に協議と調整が整わない場合は、次点者に選定された者が宇佐市と協議を行う。

(3) 受注者は、発注者に文書による承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第3者に委託し、この契約に係る権利を第3者に譲渡し、またはこの契約に係る義務を第3者に継承させてはならない。

7 本要領及び仕様書に関する質問期限及び回答

(1) 質問期限

平成30年10月26日（金）午後5時まで

(2) 質問方法

件名に【平成30年度 宇佐市平和ミュージアム(仮称)ホームページ制作業務委託に関する質問】と記入し、下記のメールアドレスへメールにて質問書(様式第6号)により質問すること。なお、審査に関する質問には応じない。

(3) メールアドレス museum05@city.usa.oita.jp

(4) 回答日

平成30年10月29日（月）までに回答する。

(5) 回答方法

上記の回答日までに宇佐市のホームページに掲載する。

8 日程

平成30年10月19日（金）募集開始

26日（金）午後5時 質問締切

29日（月）質問回答

31日（水）プロポーザル参加申込の受付締切

11月 2日（金）資格要件の確認通知期限

11月 9日（金）午後5時 企画提案書等の提出締切

11月19日（月）選定審査委員会（プレゼンテーション）（予定）

11月20日（火）審査結果通知予定

9 留意事項

(1) 企画提案書等の作成に要する費用等、今回の応募に係る全ての費用は参加者の負担とする。

(2) 企画提案書等は返却しない。

(3) 今回の応募により制作したデザイン等の使用は、宇佐市の許諾がない限り使用ができないものとする。

また、宇佐市から提供を受けた文章及び画像等の情報を無断で第三者に提供すること並びに他の目的に使用することは禁ずる。

(4) 本要領等に表示された条件に適合しない事業者や参加資格があると偽り、又は資格要件を失った事業者は、失格になることがある。

(5) このプロポーザルは、1社の参加でも成立する。この場合、審査したうえで適当と認める場合に限り受託候補者とする。

10 問い合わせ先

宇佐市教育委員会 社会教育課 平和ミュージアム建設準備室

〒879-0492

大分県宇佐市大字上田1030番地の1

電話：0978-27-8200 FAX：0978-33-5120

メール：museum05@city.usa.oita.jp